

農耕作業用自動車等(小型特殊自動車)を所有されている皆さまへ

小型特殊自動車は、使用している・使用していない、公道を走る・公道を走らないに関わらず、車両を所有しているものに対して、軽自動車税(種別割)が課税されます。該当する車両をお持ちの人は、申告をして、標識の交付を受けてください。

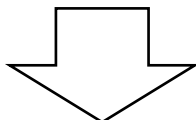
●軽自動車税の対象となる「小型特殊自動車(農耕作業用・その他)」

区分		農耕作業用	その他
車両の 大きさ	長さ	制限なし	4.7m以下
	幅	制限なし	1.7m以下
	高さ	制限なし	2.8m以下
総 排 気 量		制限なし	制限なし
最 高 速 度		時速35km未満	時速15km以下
税 額 (年 税 額)		2,400円	5,900円
車 両		農業作業を行う能力と乗用装置を兼ね備えた ・農耕トラクタ ・農業用薬剤散布車 ・刈取脱穀業者(コンバイン) ・田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	シャベル・ローダ タイヤ・ローラ ロード・ローラ グレーダ ロード・スタビライザ スクレーパ ロータリ除雪自動車 アスファルト・フィニツシャ タイヤ・ドーザ モータ・ドーザ ダンボ ホイール・ハンマ ホイール・ブレーカ フォーク・リフト フォーク・ローダ ホイール・クレーン ストラドル・キャリア ターレット式構内運搬自動車 自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車 国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車(林内作業車、原野作業車、ホイール・キャリア、草刈作業車等)

●小型特殊自動車と大型特殊自動車の違い

①特殊自動車(農耕作業用自動車を除く)は、車両の大きさと最高速度によって、小型・大型に分類されます。

A 車両の長さ	B 車両の幅	C 車両の高さ	D 最高速度
4.7m以下	1.7m以下	2.8m以下	15km/h以下



A～Dのすべての要件を範囲であれば	小型特殊自動車
それ以外であれば	大型特殊自動車

※排気量の制限はありません。

②農耕作業用自動車は、最高速度によって小型・大型に分類されます。

最高速度が35km/h未満	小型特殊自動車
最高速度が35km/h以上	大型特殊自動車

※車両の大きさ・排気量の制限はありません。

小型特殊自動車→軽自動車税(種別割)の申告

大型特殊自動車→償却資産の申告

●小型特殊自動車の申告手続きと窓口

○手続き先

・湯梨浜町役場町民生活課賦課徴収係

○登録手続きに必要なもの

・販売証明書(メーカー名、車台番号(製造番号)の記載のあるもの)

※大型特殊自動車の場合は中国運輸局鳥取支局(050-5540-2070)へお問い合わせください。